

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和4年2月2日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が2月7日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、ジョンバン県等9県市のレベルが引き上げられ、レベル3が1県、レベル2が20県市、レベル1が17県市と区分されました。スラバヤ市は引き続きレベル1のままです。
- ジャカルタ首都圏は活動制限レベル2で変更ありません。

1. 1月31日、テイト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を2月7日まで延長する旨の内務大臣指示(2022年6号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州では、ジョンバン県等9県市のレベルがレベル2に引き上げられました。その結果、東ジャワ州内38県市では、レベル3に1県、レベル2に20県市、レベル1に17県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:1県>

パメカサン県

<レベル2:20県市>

クディリ県、サンパン県、ジェンベル県、シトウボンド県、ジョンバン県、スムヌップ県、トゥバン県、トゥルンアグン県、パスルアン市、バトゥ市、バンカラン県、ブリタル市、プロボリングゴ県、ボンドウォソ県、マディウン県、マラン県、マラン市、ルマジャン県、ンガウィ県、ンガンジュック県

<レベル1:17県市>

クディリ市、グレシック県、シドアルジョ県、スラバヤ市、トレンガック県、パスルアン県、パチタン県、パニユワンギ県、ブリタル県、プロボリングゴ市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、マゲタン県、マディウン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン県

3. また、同内務大臣指示では、主要地域の活動制限レベルの見直しは行われませんでした。

<レベル2>

ジャカルタ首都圏(ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ポゴール県・市、デポック市)、西ジャワ州バンドン市やカラワン県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州 等

<レベル1>

中部ジャワ州スマラン市 等

4. ジャワ・バリ内での活動制限レベル2及びレベル1の内容に変更はありません。活動制限の内容については、活動制限の内容については、昨年10月22日付の当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100250681.pdf>)や、1月19日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100291469.pdf>)を参照してください。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)